

## 一般廃棄物処理におけるごみの減量化等の施策について（報告）

本市は、第4次一般廃棄物処理基本計画（令和3年2月策定）に基づき、ごみの減量化等の施策に取り組んでいるところですが、施策の見直し及び推進状況等について、次により報告します。

### 1 高齢者及び障がい者のごみ出し支援について

高齢者及び障がい者（以下「高齢者等」という。）のごみ出し支援については、少子高齢化・人口減少の状況を踏まえ、福祉保健部局と環境部局から成る庁内組織で検討を進めてきたところであり、以下のとおり既存のツールを改善・活用すること、介護保険及び障がい福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）の活用に向けた環境の整備を行うこと、さらに新たな支援制度を検討することで、様々な困難さを抱えた方々に対し多角的な支援を図ることとする。

#### (1) 既存ごみ出しツールの改善・活用

##### ① A3版簡易ごみ分別ガイドの作成

現在のごみ分別収集カレンダーでは、文字が小さくて読みづらい、掲載情報が多く複雑である等の理由により、ごみ分別に困難さを感じている高齢者等に対して、簡易分別ガイドを作成し、配布する。

##### ② ごみ、資源物分別アプリの利用促進

ごみ出し日や分別方法の判断が困難な高齢者等に対して、ごみ出し日当日又は前日にアラームで通知する機能を有するごみ資源物分別アプリ「さんあ〜る」の利用促進を図る。

※ごみ、資源物分別アプリ「さんあ〜る」は、分別方法を手軽に検索したり、収集日をお知らせする機能がついたアプリで、お住まいの収集校区を設定することで、収集日をカレンダーで確認できるだけでなく、アラームで収集日をお知らせする。

#### (2) 既存福祉サービスの活用に向けた環境整備

##### ① 福祉事業者専用ごみステーションの設置の検討（長寿社会課、障がい者支援課）

市有施設に、福祉事業者（要介護者、障がい者の方に訪問サービスを提供する事業者）が利用者宅から排出されたごみを、時間の制約なく持ち込めるごみステーションを設置することで、福祉サービスの活用によるごみ出しを可能とする実証事業を令和6年度に行い、課題等の検証を行う。

- ・期間 令和6年6月から令和7年3月まで
- ・場所 市有施設敷地内2箇所  
米子市福祉保健総合センター「ふれあいの里」  
米子市心身障害者福祉センター
- ・対象者 福祉サービス利用者80名（事前登録制）
- ・検証 実証事業開始後、事業を継続しながら随時、持ち込まれるごみの量・質、匂い等周囲への影響、管理業務量等について検証を行う。

② 福祉事業所内ごみステーション設置の検討（クリーン推進課）

実証事業の検証を踏まえて、民間の福祉事業者敷地内で同様のごみステーション設置に向けた検討を行う。

(3) その他

各取組の進捗状況管理や取組内容の検討については、引き続き、環境部局と福祉保健部局で構成する庁内検討会「高齢者等ごみ出し支援庁内検討会議」において行うこととする。

## 2 混合粗大ごみの処理について

本市における混合粗大ごみの処理については、実証事業結果を踏まえて検討を行った結果、次期ごみ処理施設稼働までの間は、事業者の協力を得ながら民間事業として行うこととする。

(1) 実証事業での検証

令和4年度の実証事業により、市民ニーズ、処理費用、搬入手続きの安全性等について検証し、全市展開対応に向けた課題整理等を行った。

① 全市展開した際の、搬入量（推計約163t）が受け入れ可能である（事務手続き量及び仮置きスペース）こと、施設内搬入出の動線及び安全性の確保が可能であること等が確認できた。

② 処理費用について、利用者の負担を実費相当として10kg当たり385円と設定したが、回収した混合粗大ごみの重量に対する実際の容量が当初想定を大きく超えたことにより、実際には10kg当たり1,901円（人件費を除く。）を要した。

(2) 検証を踏まえた検討状況

実証事業を全市展開した場合の経費は、10kg当たり2,105円と見込まれ、処理経費が当初想定の385円を大きく超える。このため、他の手法を再度検討したが、経費面及び現施設におけるごみ分解スペースの不足（施設内で分解までする場合）等により、本市委託事業又は直営事業としての混合粗大ごみ処理事業の実施は現実的には困難であると考えられる。

○今後の処理体系のパターン案（別紙1）

A案 拠点回収（クリーンセンター搬入）・委託処理

実証事業の課題を整理した上で全市に拡大（重量換算）

⇒ 処理経費を賄うための処理手数料が高額であり、市民の負担が大きい。

B案 拠点回収（クリーンセンター搬入）・委託処理

実証事業の一部を変更して全市に拡大（処理品目ごとに金額設定）

⇒ A案と同様に、処理手数料が高額であり、市民の負担が大きい。

C案 拠点回収（クリーンセンター搬入）・直営処理

クリーンセンター施設敷地内で分解処理

⇒ 施設敷地内に必要なスペース（荷降ろし、分解、仮置き）が確保できない。

D案 拠点回収（リサイクルプラザ搬入）・直営処理

リサイクルプラザ施設敷地内で分解処理

⇒ 施設敷地内に必要なスペース（荷降ろし、分解、仮置き）が確保できない。

E案 許可事業者処理

許可事業者が民間事業として処理

⇒ 市内の一般廃棄物処分業許可事業者の2社（株式会社山陰クリエート、有限会社海老田金属）が混合粗大ごみの対応可能

### (3) 今後の方針（一般廃棄物処理許可事業者の処理対応）

本市においては、混合粗大ごみの処理が可能な一般廃棄物処分業許可事業者があることから、令和13年度末までの間は、市民の直接搬入を受け入れている一般廃棄物処分業許可事業者（市内2事業者）を紹介し、事業者の協力を得ながら民間事業として混合粗大ごみの処理を行うこととする。周知方法としては、本市内の一般廃棄物処分業許可事業者を市ホームページ及びごみ分別収集カレンダーに掲載する。

なお、鳥取県西部広域行政管理組合が整備する新しい一般廃棄物処理施設（令和14年度供用開始予定）においては、可燃ごみ処理施設及び不燃ごみ処理施設が隣接し「混合ごみ」の処理を行う予定であることを踏まえ、本市では、同施設の供用開始に併せて、令和14年度以降のごみ分別区分において「混合ごみ」の設定を検討しており、引き続き、ごみの適正な処理に向けた検討を行うものとする。

## 3 SNS活用による普及啓発・情報提供の推進

YouTube「よなご環境チャンネル」を活用した普及啓発を実施。

令和5年度掲載の動画

- ・ごみの出し方～可燃ごみ編～
- ・ごみ、資源物 分別アプリさんあ～る

## 4 生ごみ減量化の推進

生ごみ処理機等購入費補助金について、現在、購入前としている補助申請を、令和6年4月から購入後の補助申請に変更することで手続きを簡略化し、本補助金の活用を促進することで生ごみ減量化の推進を図る。

## 5 事業系ごみ減量化の推進

事業者向けのチラシを更新し、ごみ排出事業者、許可事業者に対して、事業系ごみの適正処理、減量化について、郵送やクリーンセンターへのごみ搬入時の手渡し等で周知・啓発を行う。

## 6 環境教育の推進

様々な年代への周知・啓発を図るため、市内高校生との連携により、高校生が作成した

環境保全活動の周知啓発ポスターを市内小中学校、公民館等に掲示し、一斉清掃等の周知、環境教育の推進を行う。

## 7 し尿収集体制の見直し

急速な人口減少及び下水道事業の普及等によりし尿収集業務が減少している中、し尿収集効率の低下による収集体制の脆弱化を防ぎ、引き続き安定したし尿収集体制の確保を図ることにより、緊急時の対応を含めた生活環境の保全体制を維持することを目的として、現在市の許可制で行っているし尿の収集業務を令和7年度から市の委託業務に変更することとし、そのための協議を進めている。

## 8 その他

○令和6年度からごみ収集体制の効率化に向けて実施する家庭ごみの収集区分・収集方法等の一部見直しについては、市ホームページやよなごみ通信等での周知のほか、広報よなご3月号への掲載や、地元説明会を開催し、混乱なく確実に実施できるよう準備を進めている。

《見直し内容》

- ・「白色発泡スチロール・トレイ」及び「缶・ビン類」について、月2回又は3回としていたものを、いずれの月も2回とする。
- ・「牛乳パック」は「古紙類」として収集（本・雑誌・雑がみと一緒に）
- ・「再利用ビン」は「缶・ビン類」として収集

## 今後の混合粗大ごみ処理体系のパターン案

		実証事業	全市展開案				
			A案	B案	C案	D案	E案
方式		【拠点回収】 市民がクリーンセンターに搬入	【拠点回収】 市民がクリーンセンターに搬入	【拠点回収】 市民がクリーンセンターに搬入	【拠点回収】 市民がクリーンセンターに搬入	【拠点回収】 市民がリサイクルプラザに搬入	【民間処理】 市民が許可事業者に搬入 (市が許可事業者を紹介)
受入れ		直営(市職員)	JFEに委託	JFEに委託	JFEに委託	プラザ職員	許可事業者
手数料徴収事務		直営(市職員)	JFEに委託	JFEに委託	JFEに委託	プラザ職員	許可事業者
処理方法	分解	許可事業者に委託 事業者がクリーンセンターから自 社に運搬し、不燃と可燃に分解	許可事業者に委託 事業者がクリーンセンターから自 社に運搬し、不燃と可燃に分解	許可事業者に委託 事業者がクリーンセンターから自 社に運搬し、不燃と可燃に分解	市職員がクリーンセンター敷地内 で不燃と可燃に分解	プラザ職員がリサイクルプラザ敷 地内で不燃と可燃に分解	許可事業者
	処理	許可事業者に委託 処理業者は極力資源化	許可事業者に委託 処理業者は極力資源化	許可事業者に委託 処理業者は極力資源化	極力資源化し、可燃はクリーンセ ンターで焼却、不燃はリサイクル プラザに搬入	極力資源化し、可燃はクリーンセ ンターで焼却、不燃はリサイクル プラザに搬入	許可事業者
処理手数料※		385円/10kg	2,105円/10kg	品目ごとに設定	(未算定)	(未算定)	許可事業者が設定
予算	歳入	298千円 (一般財源1,278千円)	34,325千円 (全事業費を処理手数料で賄う)	34,325千円 (全事業費を処理手数料で賄う)	—	—	不要
	歳出	1,576千円	34,325千円	34,325千円	—	—	不要
備考		実証事業での処理経費は、1,901円/10kg(人件費含まず)であり、処理手数料385円/10kgでは、一般財源が必要。	○令和4年度実証事業の課題を整理した上で全市に拡大。 ○手数料単価385円の場合の収入は6,275千円(一般財源28,050千円) ○経費の36.6%を手数料とすると単価は770円となり、収入は12,551千円(一般財源21,774千円)	○令和4年度実証事業の内容を一部変更して全市に拡大。処理工程は変わらない(係る費用は同額)が、手数料の設定を品目ごととする。 ○手数料の額は、処理業者の金額設定が従量制のため、A案の処理手数料を基に設定。 ○手数料例 ・座椅子 2,105円 ・ゴルフバッグ 2,105円 ・マットレス 6,315円			対応可能な許可事業者は2社の予定
課題		処理経費が過大	事業費を手数料収入で賄う想定。処理手数料が高額となり、市民の負担が大きい。	事業費を手数料収入で賄う想定。処理手数料が高額となり、市民の負担が大きい。	クリーンセンター敷地(ストックヤード)に必要なスペース(荷降ろし、分解、仮置き)が確保できないため不可	リサイクルプラザ敷地に必要なスペース(荷降ろし、分解、仮置き)が確保できないため不可	

米子市全体に展開した場合の予想搬入量等(68,392世帯、12か月)

搬入量163,413kg(約163t) 受付件数5,082件1日平均629kg、受付件数20件